

報告第 3 号

専決処分の報告について《京丹後市立網野学校給食センター整備工事（電気設備工事）請負契約の変更について》

変更契約の締結について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 1 3 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第2号

専決処分書

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月3日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市立網野学校給食センター整備工事（電気設備工事）請負契約の変更について

令和5年9月1日京丹後市議会（9月定例会）において議決のあった京丹後市立網野学校給食センター整備工事（電気設備工事）請負契約の一部を下記のとおり変更する。

記

契約金額中「211,750,000円」を「211,090,000円」に、「192,500,000円」を「191,900,000円」に変更する。

(参考資料)

1 工事概要

京丹後市立網野学校給食センター整備工事（電気設備工事）について、分電盤及び配線用部材等を変更する。

（１）主な変更の概要

- ① 中継用分電盤箇所数の変更 △2 面
- ② ケーブルラック延長の変更 △57m